

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

(連絡先)

## 韓国向け輸出酒類に関する証明申請書

韓国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので申請します。  
また、証明を受けるに当たり、次葉の事項について誓約いたします。

(証明事項)

- イ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたものであること
- ロ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたものであること
- ハ 指定都県において製造（産出）されたものである場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素 131 並びに放射性セシウム 134 及び 137 を含まないこと

## 韓国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

### 記載要領

証明を受けたい事項についてチェックを付すとともに、「韓国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「韓国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によくご確認ください。

### 添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

### 留意事項

申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。

### ハの証明を受ける場合の留意事項

- 1 本申請書を提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。
- 2 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合があります。
- 3 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

(次葉)

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類に関し、下記の事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 商品名：\_\_\_\_\_ 品目：\_\_\_\_\_

2 数量、重量、包装形態：\_\_\_\_\_

3 製造年月日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

※ 異なる理由 ( \_\_\_\_\_ )

4 製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：\_\_\_\_\_

住所又は所在地：\_\_\_\_\_

※ 製造場所以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：\_\_\_\_\_

住所又は所在地：\_\_\_\_\_

5 主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料：\_\_\_\_\_

主原料の産地 (都道府県又は国名)：\_\_\_\_\_

6 流通ルート (中国向けのみ)

製品：\_\_\_\_\_

原料：\_\_\_\_\_

## 留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要はありません。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

## 記載要領

- 1 この誓約書は、申請者が作成してください。申請者が輸出しようとする酒類の製造者である場合は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成してください。  
申請者が製造者でない場合には、製造者から必要な情報や資料を入手し、それに基づき作成してください。

- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。

- 3 記載内容は、日本語で構いません。

- 4 「\_\_\_\_\_向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国、モロッコ、エジプト、ロシア又はシンガポールのいずれか）を記載してください。

- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。

- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1 梱包当たりの入数、1 商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。

- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、製造者が製造免許を受けている製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 製造場所以外の製造場で製成された酒類を輸出しようとする場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。